

平成十四年政令第百九十九号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令

内閣は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二

第一条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第二条第二

第二条 法第二条第二項第三号の歴史的な資料等の範囲

第三条 法第二条第二項第四号の別表第二の下欄に掲げる業務に係る文書、図画及び電磁的記録

第四条 開示請求書には、開示請求に係る法人文書

一 求める開示の実施の方法

二 事務所における開示（次号に規定する方法及び電子情報処理組織を使用して開示を実施

2 前項第一号、次条第一項第一号及び第二号、第九

3 第一項第二号及び次条第一項第五号において「電子情報処理組織」とは、独立行政法人等の

第五條 法第九條第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る法人文書について求めることができる開示の実施の方法

二 前号の開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料

三 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示を希望する場合には法第十五条第三項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

四 写しの送付の方法による法人文書の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

二 前号に掲げる場合以外の場合、その旨及び前項各号に掲げる事項

第六條 法第十四條第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 法第十四條第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 開示請求に係る法人文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第八條 法第十五條第三項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

四 写しの送付の方法による法人文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

第十條 法第十五條第五項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 法第九條第一項に規定する通知があった日

二 最初に開示を受けた日

三 前条第一項各号に掲げる事項

第十一條 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか、独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

第十二條 法第二十二條第一項に規定する情報の提供は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

二 独立行政法人等の業務に関する次に掲げる情報

イ 当該独立行政法人等の事業報告書、業務報告書その他の業務に関する直近の報告書の内容

ロ 当該独立行政法人等の事業計画、年度計画その他の業務に関する直近の計画

ハ 当該独立行政法人等の契約の方法に関する定め

ニ 当該独立行政法人等が法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法

三 独立行政法人等が作成している貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する直近の書類の内容

四 独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報

イ 次に掲げる独立行政法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める業務の実績等に係る評価の結果に関する情報

(1) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する中期目標管理法人 同法第三十二條第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

(2) 独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人 同法第三十五条の六第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

(3) 独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人 同法第三十五条の

十一 第一項の規定に基づく評価の結果のうち直近のもの及び同条第二項の規定に基づく評価の結果のうち直近のもの

(4) 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等 同法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

(5) 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター 同法第四十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

ロ 当該独立行政法人等に係る行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第三条第一項並びに第十二条第一項及び第二項の規定に基づくそれぞれの直近の政策評価の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分

ハ 当該独立行政法人等に係る総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第十一号の規定に基づく直近の評価及び監視の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分

ニ 監事又は監査役の直近の意見

ホ 公認会計士又は監査法人の直近の監査の結果

ヘ 当該独立行政法人等に係る会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立行政法人等に関する部分

五 法第二十二條第一項第三号に規定する法人の名称、その業務と当該独立行政法人等の業務の関係、当該独立行政法人等との重要な取

引の概要並びにその役員であつて当該独立行政法人等の役員を兼ねている者の氏名及び役職

(情報提供の対象となる法人の範囲)

第十三条 法第二十二條第一項第三号の政令で定める法人は、独立行政法人等（当該独立行政法人等により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配されている法人で総務省令で定めるものを含む。）が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の法人として総務省令で定めるものをいう。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十四年十月一日）から施行する。

附則（平成一五年二月三日政令第四八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年二月一〇日政令第四九二号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附則（平成一七年二月二日政令第三七一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年二月二四日政令第二五号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日政令第一〇号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一〇三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(内閣府令の効力に関する経過措置)

2 この政令の施行の際現に効力を有する内閣府令で、第二十八條（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令又は同条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の官民競争入札等監理委員会令の規定により総務省令で定めるべき事項を定めているものは、この政令の施行後は、総務省令としての効力を有するものとする。

(罰則に関する経過措置)

3 第三十五條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和三年五月二一日政令第一五六号）抄

（施行期日）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附則（平成二二年二月二二日政令第二五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。